

児童・生徒指導に関する
危機管理マニュアル作成資料
(改訂版)

令和3(2021)年3月

栃木県教育委員会

本書の活用について

- 1 児童生徒の問題行動等が発生した際の対応の在り方を中心に記載した。
 - 2 本書は主に次の目的で活用する。
 - 各学校の児童・生徒指導に関する危機管理マニュアル等の作成、見直しのための資料
 - 児童・生徒指導に関する校内研修資料
 - 家庭、地域社会、関係機関との連携強化のための資料
- (注) 記載されている対応の順番等は事象の状況により変わる。
- (注) 本書における「生徒指導主事」については、小学校（義務教育学校前期課程，特別支援学校小学部を含む）においては「児童指導主任」と読み替える。
- (注) 不審者侵入時の対応等に関する内容については、「学校の危機管理マニュアル作成のためのガイドブック」を参考にする。

目次

1 危機管理の基本等

- | | |
|-----------------------|-------|
| (1) 危機管理の基本的な考え方 | P 1 |
| (2) 児童生徒の問題行動等への対応の流れ | P 2～3 |

2 対応事例

- | | |
|------------------------------|---------|
| (1) 生徒間暴力、対人暴力への対応 | P 4～5 |
| (2) 器物損壊への対応 | P 6～7 |
| (3) 対教師暴力への対応 | P 8～9 |
| (4) 児童生徒の登校後の所在が把握できない事案への対応 | P 10～11 |
| (5) 学級(ホームルーム)が機能しない状況への対応 | P 12～13 |
| (6) いじめ(疑いのある事案を含む)への対応 | P 14～15 |
| (7) 不登校への対応 | P 16～17 |
| (8) 校内での盗難への対応 | P 18～19 |
| (9) 万引きへの対応 | P 20～21 |
| (10) わいせつ被害事案への対応 | P 22～23 |
| (11) 薬物乱用への対応 | P 24～25 |
| (12) 逮捕事案等への対応 | P 26～27 |
| (13) 児童虐待(疑いのある事案を含む)への対応 | P 28～29 |
| (14) 家出への対応 | P 30～31 |
| (15) 希死念慮のある児童生徒、自殺未遂事案への対応 | P 32～33 |
| (16) 自殺への対応 | P 34～35 |

3 参考資料

- | | |
|----------------------------|------|
| (1) 保護者への対応 | P 36 |
| (2) 臨時保護者会の開催 | P 37 |
| (3) 重大な事件・事故等発生時の報道機関への対応 | P 38 |
| (4) 重大な事件・事故等発生時の児童生徒の心のケア | P 39 |
| (5) 開示請求等への対応 | P 40 |
| (6) 出席停止(小・中学校及び義務教育学校) | P 41 |

1 危機管理の基本等

(1) 危機管理の基本的な考え方

1 危機管理の目的

学校における危機管理の目的は、児童生徒や教職員等の生命や心身等の安全を確保することであるため、各学校が以下の点に組織的に取り組むことが重要である。

- 危険をいち早く発見し事件・事故の発生を未然に防ぐこと
- 事件・事故が発生した場合に、適切かつ迅速に対処し、被害を最小限に抑えること
- 事件・事故の再発防止と教育の再開に向けた対策を講じること

2 児童・生徒指導に関わる危機管理の主な内容

- (1) 児童生徒の問題行動等の予測による未然防止
- (2) 児童生徒の問題行動等への対応
- (3) 児童生徒の問題行動等の再発防止

3 問題行動等の発生に備えた取組等

- (1) 全教職員の危機管理意識の高揚
 - 平常時の教職員の意識が重要である。
- (2) 全教職員によるマニュアル等の共通理解の徹底
 - 問題行動等の発生時における円滑な対応を可能にする。
 - 時機に応じて内容、手順を検討し、見直しを図る。
- (3) 情報の収集と有効活用
 - 児童生徒一人一人の理解に努める。
 - 客観的な情報を多方面から収集する。
- (4) 児童生徒及び保護者との信頼関係の構築
 - 日常の教育活動を通して信頼関係を構築する。
- (5) 指導記録の整理と蓄積
 - 問題行動等の未然防止と発生時の適時・適切な対応を図るため、指導記録を整理・蓄積し、分析を行う。

4 問題行動等への対応

- (1) 慎重かつ迅速な初期対応
 - 初期の対応が以後の展開を大きく左右することから、慎重かつ迅速に対応する。
- (2) 指揮系統の明確化
 - 管理職がリーダーシップをとり、明確な対応方針を示す。
 - 「報告・連絡・相談」の徹底を図る。
- (3) 役割分担の明確化
 - 全教職員により組織的に対応する。
 - 小委員会等の校内における対策会議の活用を図る。
- (4) 客観的な情報に基づく対応
 - 憶測による対応を避け、客観的な情報をもとに多角的な視点から分析し、対応する。

1 危機管理の基本等

(2) 児童生徒の問題行動等への対応の流れ

1 発生直後の対応

- 情報収集
 - ・ 管理職に、事案に関する正確な情報を集約する。
- 初期対応
 - ・ 児童生徒等の安全を確保する。

2 対応方針の検討・決定

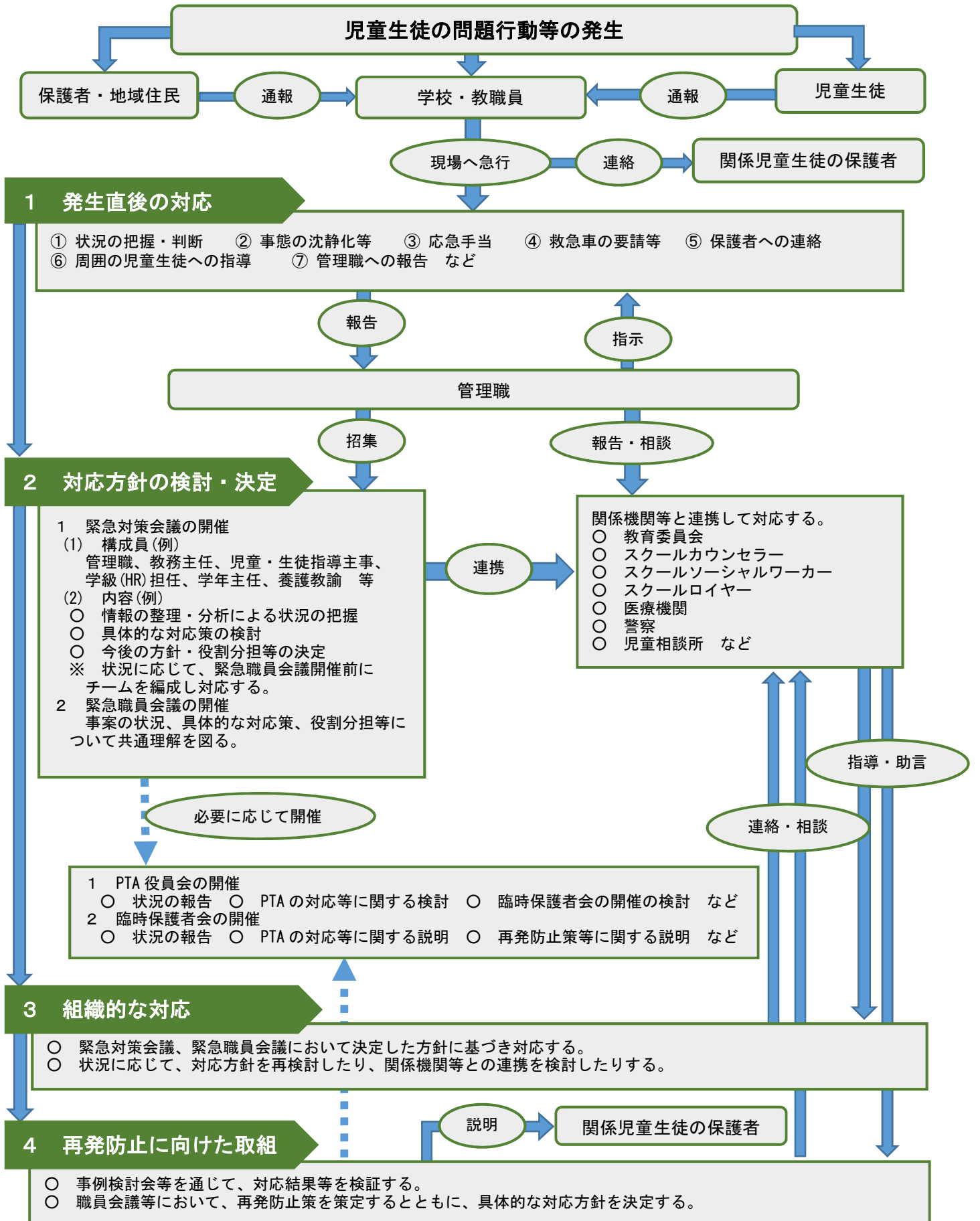
- 緊急対策会議の開催
 - ・ 情報の整理、分析を的確に行う。
 - ・ 具体的な対応方針・内容を決定する。
 - ・ 具体的な対応を実施できるチーム編成（役割分担）を行う。
 - ・ 外部専門家や関係機関との連携について検討する。
- 緊急職員会議の開催
 - ・ 全教職員で情報を共有し、対応策や役割分担等について共通理解を図る。

3 組織的な対応

- 児童生徒への指導・支援
 - ・ 対応方針に基づき、関係児童生徒、全ての児童生徒への指導・支援を実施する。
- 保護者等への支援・助言
 - ・ 保護者に対して、学校の対応方針等について誠意をもって説明する。
 - ・ 学校と保護者の考え方が一致しているか確認する。
 - ・ 必要に応じて、PTA 会議等の正式な場で説明する。
- 関係機関等との連携
 - ・ 教育委員会に事実を正確に報告する。
 - ・ 外部からの問合せ等への対応の準備をする。
 - ・ 必要に応じて、警察、児童相談所等関係機関と連携する。
- 組織的な対応
 - ・ 校内指導体制が機能しているか確認する。
 - ・ 事態の収束に向けて適切な対応を継続する。
 - ・ 収束後においても定期的に状況を把握する。
 - ・ 保護者等に対して、学校の対応状況を定期的に報告する。

4 再発防止に向けた取組

- 対応結果等の検証
 - ・ 事例検討会等を通じて、学校の対応等を検証する。
- 再発防止策の策定等
 - ・ 再発防止策を策定し、教育活動の改善を図る。
 - ・ 学校生活における児童生徒の変化の有無等を確認する。



2 対応事例

(1) 生徒間暴力、対人暴力への対応

具体例

- 校内で暴力を受けた生徒から担任に申し出があった。
- 授業中の観察を通じて、負傷している児童生徒を発見した。
- 近隣住民から「〇〇中学校の生徒がケンカをしている」との通報があった。
- 近隣商店の駐車場で喫煙していた生徒を注意した店員に対して、当該生徒が暴力を振るった。

1 発生直後の対応

- 情報収集
 - ・ 管理職に、事案に関する正確な情報を集約する。
- 初期対応
 - ・ 複数の教職員が発生現場へ急行し、暴力行為を制止するとともに負傷者等に対応する。
 - ・ 現場の状況に応じて、警察に通報したり、救急車を要請したりする。
 - ・ 被害及び加害児童生徒、周囲の児童生徒等への聴き取りを通じて事実確認を行う。
 - ・ 被害児童生徒への聴き取りを通じて状況等を確認するとともに、加害児童生徒による報復行為への不安を払拭する。
 - ・ 加害児童生徒の感情を落ち着かせ、暴力行為に至った経緯について聴き取りを行う。
 - ・ 関係児童生徒の保護者に連絡し、発生的事实、負傷の程度等について説明する。
 - ・ 他校の児童生徒が関与している場合、関係する学校に連絡する。
- 関係機関等への連絡
 - ・ 必要に応じて、教育委員会に連絡する。
 - ・ 学校だけでの対応が困難な場合には、警察に協力を依頼する。

2 対応方針の検討・決定

- 緊急対策会議の開催
 - ・ 情報の整理等を行い、関係児童生徒及び保護者に対する指導・支援方法等を検討する。
 - ・ 具体的な指導・支援を実施できるチーム編成(役割分担)を行う。
 - ・ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー、警察、児童相談所等の外部専門家等との連携について検討する。
 - ・ 他の児童生徒の学習の妨げになる事案の場合、教育委員会と相談しながら、出席停止の措置について検討する。(小・中学校及び義務教育学校、P41「出席停止」参照)
 - ・ 報道機関等外部からの問い合わせ等への対応方法について検討する。
- 緊急職員会議の開催
 - ・ 全教職員で情報を共有し、対応策や役割分担等について共通理解を図る。

3 組織的な対応

対応方針に基づき、児童生徒への指導・支援、保護者への支援・助言を実施する。

- 被害児童生徒への支援等
 - ・ スクールカウンセラー等との面談等を通じて心のケアを実施する。
 - ・ 定期的な面談等を通じて状況を把握し、保護者と連携しながら継続的に支援する。
- 加害児童生徒への指導等
 - ・ 暴力は絶対に許されない行為であること~~を~~理解させる。

- ・ 保護者と連携し、背景にある課題等を発見し、その解消に努める。
- ・ スクールカウンセラー等との面談等を通じて心のケアを実施する。
- ・ 定期的な面談等を通じて状況を把握し、保護者と連携しながら継続的に指導する。
- ・ 必要に応じて、警察等関係機関との連携を図る。
- 被害児童生徒の保護者への支援・助言
 - ・ 複数の教職員による家庭訪問等を通じて、発生の状況等の詳細について説明する。
 - ・ 被害児童生徒への支援方針等について説明する。
 - ・ 加害児童生徒等に対する指導方針等について説明する。
 - ・ 警察への被害届の提出については保護者の意向に委ねる。
 - ・ 必要に応じて、スクールカウンセラー等による心のケアを実施する。
 - ・ 学校の対応状況を定期的に報告する。
- 加害児童生徒の保護者への支援・助言
 - ・ 複数の教職員による家庭訪問等を通じて、発生の状況等の詳細について説明する。
 - ・ 加害児童生徒等に対する指導方針等について説明する。
 - ・ 加害児童生徒から被害児童生徒への謝罪等について相談する。
 - ・ 必要に応じて、スクールカウンセラー等による心のケアを実施する。
 - ・ 学校の対応状況を定期的に報告する。
- 関係機関等との連携
 - ・ 教育委員会に対応状況等を報告する。
 - ・ 必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー、警察、児童相談所等の外部専門家等と連携して対応する。

4 再発防止に向けた取組

- 対応結果等の検証
 - ・ 事例検討会等を通じて、発生原因を分析するとともに学校の対応等を検証する。
- 再発防止策の策定等
 - ・ 検証結果を踏まえ、再発防止策を策定するとともに、個別面談の充実や悩み等に関するアンケートの工夫等を通じて、教育活動の改善を図る。
 - ・ 複数の教職員が、学校生活における関係児童生徒の様子を継続的に観察する。
 - ・ 家庭における見守りの依頼等、保護者との連携を強化する。
 - ・ 校内指導体制を点検し、必要に応じて改善を図る。
 - ・ 警察等の関係機関との連絡体制等を再確認する。

参考資料等

- 連続して欠席し連絡が取れない児童生徒や学校外の集団との関わりの中で被害に遭うおそれがある児童生徒の安全の確保に向けた取組について(通知)(平成27年4月3日付け学教第16号)
- 児童生徒の「被害のおそれ」に対する学校における早期対応の指針について(通知)(平成27年4月14日付け学教第111号)
- 教育相談体制の充実について(通知)(平成27年5月18日付け学教第337号)
- 平成15年度 児童・生徒指導推進委員会協議のまとめ 「暴力行為を予防するための方策について」(平成15年10月 栃木県教育委員会)
- 生徒指導リーフ Leaf.10「いじめと暴力」、Leaf.12「学校と警察等との連携」(国立教育政策研究所 生徒指導・進路指導研究センター)

2 対応事例

(2) 器物損壊への対応

具体例

- 校内のトイレの扉に穴があげられ、窓ガラスが割られていた。
- ロッカーや消火設備等が故意に壊されていた。
- 生徒の通学用自転車が壊されていた。

1 発生直後の対応

- 情報収集
 - ・ 管理職に、事案に関する正確な情報を集約する。
- 初期対応
 - ・ 複数の教職員が発生現場へ急行し、発見時の状況や損壊の程度等を記録に残す。
 - ・ 児童生徒の学習活動に危険や支障がないよう補修する。
 - ・ 加害児童生徒、周囲の児童生徒等への聴き取りを通じて事実確認を行う。
- 関係機関等への連絡
 - ・ 必要に応じて、教育委員会に連絡する。
 - ・ 学校だけでの対応が困難な場合には、警察に協力を依頼する。

2 対応方針の検討・決定

- 緊急対策会議の開催
 - ・ 情報の整理等を行い、全ての児童生徒に対する指導の在り方について検討する。
 - ・ 具体的な指導・支援を実施できるチーム編成(役割分担)を行う。
 - ・ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー、警察、児童相談所等の外部専門家等との連携について検討する。
 - ・ 他の児童生徒の学習の妨げになる事案の場合、教育委員会と相談しながら、出席停止の措置について検討する。(小・中学校及び義務教育学校、P41「出席停止」参照)
 - ・ 報道機関等外部からの問い合わせ等への対応方法について検討する。
- 緊急職員会議の開催
 - ・ 全教職員で情報を共有し、対応策や役割分担等について共通理解を図る。

3 組織的な対応

対応方針に基づき、児童生徒への指導・支援、保護者への支援・助言を実施する。

- 加害児童生徒が特定できない場合における全ての児童生徒への指導
 - ・ 問題点を理解させ、再発防止や安全な学習環境の維持等のために情報提供が必要であることを説明する。
 - ・ 暴力は絶対に許されない行為であることを指導する。
- 情報を提供した児童生徒及びその保護者への支援等
 - ・ 情報を提供した児童生徒の安全を確保することを説明する。
 - ・ 情報を提供した児童生徒の保護者に対して状況を説明し、家庭での見守りを依頼する。
 - ・ 必要に応じて、スクールカウンセラー等との面談等を通じて心のケアを実施する。
 - ・ 定期的な面談等を通じて状況を把握し、保護者と連携しながら継続的に支援する。

- 加害児童生徒への指導等
 - ・ 暴力は絶対に許されない行為であることを理解させる。
 - ・ 保護者と連携し、背景にある課題等を発見し、その解消に努める。
 - ・ スクールカウンセラー等との面談等を通じて心のケアを実施する。
 - ・ 定期的な面談等を通じて状況を把握し、保護者と連携しながら継続的に指導する。
 - ・ 必要に応じて、警察等関係機関との連携を図る。
- 被害児童生徒への支援
 - ・ スクールカウンセラー等との面談等を通じて心のケアを実施する。
 - ・ 定期的な面談等を通じて状況を把握し、保護者と連携しながら継続的に支援する。
- 被害児童生徒の保護者への支援・助言
 - ・ 複数の教職員による家庭訪問等を通じて、発生の状況等の詳細について説明する。
 - ・ 被害児童生徒への支援方針等について説明する。
 - ・ 加害児童生徒等に対する指導方針等について説明する。
 - ・ 警察への被害届の提出については保護者の意向に委ねる。
 - ・ 必要に応じて、スクールカウンセラー等による心のケアを実施する。
 - ・ 学校の対応状況を定期的に報告する。
- 加害児童生徒の保護者への支援・助言
 - ・ 複数の教職員による家庭訪問等を通じて、発生の状況等の詳細について説明する。
 - ・ 加害児童生徒等に対する指導方針等について説明する。
 - ・ 加害児童生徒から被害児童生徒への謝罪等について相談する。
 - ・ 修繕等の責任について説明し、協力を依頼する。
 - ・ 必要に応じて、スクールカウンセラー等による心のケアを実施する。
 - ・ 学校の対応状況を定期的に報告する。
- 関係機関等との連携
 - ・ 教育委員会に対応状況等を報告する。
 - ・ 必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー、警察、児童相談所等の外部専門家等と連携して対応する。

4 再発防止に向けた取組

- 対応結果等の検証
 - ・ 事例検討会等を通じて、発生原因を分析するとともに学校の対応等を検証する。
- 再発防止策の策定等
 - ・ 検証結果を踏まえ、再発防止策を策定するとともに、個別面談の充実や悩み等に関するアンケートの工夫等を通じて、教育活動の改善を図る。
 - ・ 複数の教職員が、学校生活における関係児童生徒の様子を継続的に観察する。
 - ・ 家庭における見守りの依頼等、保護者との連携を強化する。
 - ・ 校内指導体制を点検し、必要に応じて改善を図る。
 - ・ 警察等の関係機関との連絡体制等を再確認する。

参考資料等

- 平成15年度 児童・生徒指導推進委員会協議のまとめ 「暴力行為を予防するための方策について」(平成15年10月 栃木県教育委員会)
- 生徒指導リーフ Leaf.10「いじめと暴力」、Leaf.12「学校と警察等との連携」(国立教育政策研究所 生徒指導・進路指導研究センター)

2 対応事例

(3) 対教師暴力への対応

具体例

- 授業態度を注意した教師に対して、生徒が胸ぐらをつかんだ。
- 教師に対して、生徒が椅子を投げつけた。

1 発生直後の対応

- 情報収集
 - ・ 管理職に、事案に関する正確な情報を集約する。
- 初期対応
 - ・ 複数の教職員が発生現場へ急行し、暴力行為を制止するとともに負傷者等に対応する。
 - ・ 現場の状況に応じて、警察に通報したり、救急車を要請したりする。
 - ・ 加害児童生徒及び周囲の児童生徒等への聴き取りを通じて事実確認を行う。
 - ・ 被害教職員への聴き取りを通じて状況等を確認する。
 - ・ 加害児童生徒の感情を落ち着かせ、暴力行為に至った経緯について聴き取りを行う。
 - ・ 関係児童生徒の保護者に連絡し、発生の事実、負傷の程度等について説明する。
- 関係機関等への連絡
 - ・ 必要に応じて、教育委員会に連絡する。
 - ・ 学校だけでの対応が困難な場合には、警察に協力を依頼する。

2 対応方針の検討・決定

- 緊急対策会議の開催
 - ・ 情報の整理等を行い、関係児童生徒及び保護者に対する指導・支援方法等を検討する。
 - ・ 具体的な指導・支援を実施できるチーム編成(役割分担)を行う。
 - ・ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー、警察、児童相談所等の外部専門家等との連携について検討する。
 - ・ 他の児童生徒の学習の妨げになる事案の場合、教育委員会と相談しながら、出席停止の措置について検討する。(小・中学校及び義務教育学校、P41「出席停止」参照)
 - ・ 報道機関等外部からの問い合わせ等への対応方法について検討する。
- 緊急職員会議の開催
 - ・ 全教職員で情報を共有し、対応策や役割分担等について共通理解を図る。

3 組織的な対応

対応方針に基づき、児童生徒への指導・支援、保護者への支援・助言を実施する。

- 学校の指導体制の工夫・改善
 - ・ ティーム・ティーチングなど教職員の連携による指導を行う。
 - ・ 多くの教職員が学級(ホームルーム)に関わることができるよう指導体制を工夫する。
 - ・ 授業公開週間の設定等を通じて、多くの教職員が当該学級(ホームルーム)の状況を確認し、多角的な視点から現状を評価し、解決に向けて検討する。
 - ・ 複数の教職員が当該児童生徒の話をよく聴き、当該児童生徒だけの問題とせず、また、授業改善の視点からも課題を整理する。

- 加害児童生徒への指導等
 - ・ 暴力は絶対に許されない行為であることを理解させる。
 - ・ 保護者と連携し、背景にある課題等を発見し、その解消に努める。
 - ・ スクールカウンセラー等との面談等を通じて心のケアを実施する。
 - ・ 定期的な面談等を通じて状況を把握し、保護者と連携しながら継続的に指導する。
 - ・ 必要に応じて、警察等関係機関との連携を図る。
- 被害教職員への支援・助言等
 - ・ 事案発生前後の言動を正確に記録し、管理職に報告するよう指示する。
 - ・ 警察への被害届の提出については本人の意向に委ねる。
 - ・ 加害児童生徒に対する指導方針等について説明する。
 - ・ 必要に応じて、スクールカウンセラー等による心のケアを実施する。
- 加害児童生徒の保護者への支援・助言
 - ・ 複数の教職員による家庭訪問等を通じて、発生の状況等の詳細について説明する。
 - ・ 加害児童生徒等に対する指導方針等について説明する。
 - ・ 加害児童生徒から被害教職員への謝罪等について相談する。
 - ・ 必要に応じて、スクールカウンセラー等による心のケアを実施する。
 - ・ 学校の対応状況を定期的に報告する。
- 全ての児童生徒に対する指導
 - ・ 再発防止に向け、必要に応じて、関係児童生徒のプライバシーに十分配慮しながら全校集会等で概要を説明するとともに、命の大切さ等について指導する。
- 関係機関等との連携
 - ・ 教育委員会に対応状況等を報告する。
 - ・ 必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー、警察、児童相談所等の外部専門家等と連携して対応する。

4 再発防止に向けた取組

- 対応結果等の検証
 - ・ 事例検討会等を通じて、発生原因を分析するとともに学校の対応等を検証する。
- 再発防止策の策定等
 - ・ 検証結果を踏まえ、再発防止策を策定するとともに、個別面談の充実やコミュニケーション能力を高めるための取組の工夫等を通じて、教育活動の改善を図る。
 - ・ 複数の教職員が、学校生活における関係児童生徒の様子を継続的に観察する。
 - ・ 家庭における見守りの依頼等、保護者との連携を強化する。
 - ・ 校内指導体制を点検し、必要に応じて改善を図る。
 - ・ 警察等の関係機関との連絡体制等を再確認する。

参考資料等

- 平成15年度 児童・生徒指導推進委員会協議のまとめ 「暴力行為を予防するための方策について」(平成15年10月 栃木県教育委員会)
- 生徒指導リーフ Leaf.10「いじめと暴力」、Leaf.12「学校と警察等との連携」(国立教育政策研究所 生徒指導・進路指導研究センター)

2 対応事例

(4) 児童生徒の登校後の所在が把握できない事案への対応

具体例

- 教科担任から授業態度を注意された生徒が教室を飛び出した。
- 授業開始時の出欠確認により、登校していた児童がいなくなったことが判明した。
- 生徒から「校門から校外に走って出て行った生徒がいる」と報告があった。

1 発生直後の対応

- 情報収集
 - ・ 管理職に、事案に関する正確な情報を集約する。
- 初期対応
 - ・ 可能な限り多くの教職員で情報を共有し、校内を搜索する。
 - ・ 当該児童生徒の保護者に連絡する。
 - ・ 当該児童生徒が「いついなくなったのか」、「どこに向かったのか」、「その時の様子はどうだったか」など、他の児童生徒から情報を収集する。
- 関係機関等への連絡
 - ・ 必要に応じて、教育委員会に連絡する。
 - ・ 学校だけでの対応が困難な場合には、警察に協力を依頼する。

2 対応方針の検討・決定

- 緊急職員会議の開催
 - ・ 全教職員で情報を共有し、得られた情報や当該児童生徒の特性等を踏まえ、対応の役割分担、搜索の範囲等について検討する。
 - ・ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー、警察、児童相談所等の外部専門家等との連携について検討する。

3 組織的な対応

対応方針に基づき、児童生徒への指導・支援、保護者への支援・助言を実施する。

- 搜索(敷地内)
 - ・ 対応可能な教職員が敷地内(校舎内外)を搜索する。
- 搜索(敷地外)
 - ・ 立ち寄りが予想される場所を特定する。
 - ・ 地域割りをするなどして、効率的に搜索を実施する。

- 保護者への連絡
 - ・ 事実の説明を行う。
 - ・ 立ち寄りが予想される場所等を聴き取るとともに、当該児童生徒への連絡を依頼する。
 - ・ 状況に応じて、行方不明者届の提出について相談する。
- 発見後の当該児童生徒への指導・支援
 - ・ 行動に至った原因や理由を聴き取るとともに、背景にある課題等の理解に努める。
- 当該児童生徒の保護者への支援・助言
 - ・ 複数の教職員による家庭訪問等を通じて、発生の状況等の詳細について説明する。
 - ・ 行動の背景にある課題等を共有し、今後の支援方針等について説明する。
 - ・ 必要に応じて、スクールカウンセラー等による心のケアを実施する。
 - ・ 学校の支援状況を定期的に報告する。
- 関係機関等との連携
 - ・ 教育委員会に対応状況等を報告する。
 - ・ 保護者との共通理解のもと、警察に対して、行方不明者届の提出について相談する。
 - ・ 必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー、児童相談所等の外部専門家等と連携して対応する。

4 再発防止に向けた取組

- 対応結果等の検証
 - ・ 事例検討会等を通じて、発生原因を分析するとともに学校の対応等を検証する。
- 再発防止策の策定等
 - ・ 検証結果を踏まえ、再発防止策を策定するとともに、休み時間等の校内巡視やスクールガードとの連携等を通じて、教育活動の改善を図る。
 - ・ 複数の教職員が、学校生活における当該児童生徒の様子を継続的に観察する。
 - ・ 家庭における見守りの依頼等、保護者との連携を強化する。
 - ・ 校内指導体制を点検し、必要に応じて改善を図る。
 - ・ 警察等の関係機関との連絡体制等を確認する。

参考資料等

- 学級・ホームルーム担任のための教育相談 第14集「キレる子どもの理解と対応」(平成18年3月 県総合教育センター)
- 生徒指導リーフ Leaf. 3「発達障害と生徒指導」(国立教育政策研究所 生徒指導・進路指導研究センター)

2 対応事例

(5) 学級(ホームルーム)が機能しない状況への対応

具体例

- 授業中に複数の児童生徒が立ち歩くなど、教職員の指導に従わない状態になった。
- 授業中に多くの児童生徒が騒ぐようになり、授業が成立しなくなった。

1 発生直後の対応

- 情報収集
 - ・ 管理職に、事案に関する正確な情報を集約する。
- 初期対応
 - ・ 当該児童生徒を指導するとともに、学級(ホームルーム)の現状を適切に把握する。
 - ・ 学年会議等において情報を共有し、課題を明確にする。
- 関係機関等への連絡
 - ・ 必要に応じて、教育委員会に連絡する。

2 対応方針の検討・決定

- 緊急対策会議の開催
 - ・ 情報の整理等を行い、管理職及び関係教職員が当該学級(ホームルーム)の授業の様子等を観察するなど、現状の確認を行う。
 - ・ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー、警察、児童相談所等の外部専門家等との連携について検討する。
- 緊急職員会議の開催
 - ・ 全教職員で情報を共有し、対応策や役割分担等について共通理解を図る。
 - ・ 保護者への働きかけやPTAとの連携等について検討する。

3 組織的な対応

対応方針に基づき、児童生徒への指導・支援、保護者への支援・助言を実施する。

- 学校の指導体制の工夫・改善
 - ・ ティーム・ティーチングなど教職員の連携による指導を行う。
 - ・ 多くの教職員が学級(ホームルーム)に関わることができるよう指導体制を工夫する。
 - ・ 授業公開週間の設定等を通じて、多くの教職員が当該学級(ホームルーム)の状況を確認し、多角的な視点から現状を評価し、解決に向けて検討する。
 - ・ 複数の教職員が当該児童生徒の話をよく聴き、当該児童生徒だけの問題とせず、授業改善の視点からも課題を整理する。
- 当該児童生徒への指導
 - ・ 中心となって授業等を妨げる児童生徒に対して、養護教諭や教育相談係等、学級(ホームルーム)担任以外の教職員による個別面談を実施し、当該児童生徒が抱える悩み等を理解し、指導・支援する。

- ・ 教職員と児童生徒が問題点を共有し、学級(ホームルーム)内の約束事の確認等を行う。
- 学級経営の工夫・改善
 - ・ 自己指導能力の育成を図る3つの留意点(「児童生徒一人一人に自己存在感を与える」、「共感的な人間関係を育成する」、「自己決定の場を与える」)等を踏まえ、学級(ホームルーム)経営の改善を図る。
 - ・ 児童生徒が認め合う場や協力し合う場等を設定するなど、児童生徒一人一人のよさや違いを尊重し合う雰囲気を醸成し、帰属意識の高い学級(ホームルーム)づくりに努める。
 - ・ 全教職員が問題行動に対する指導内容等を理解し、児童生徒にとって安全・安心な環境づくりに向け、規範意識の高い学級(ホームルーム)づくりに努める。
- 保護者との連携
 - ・ 授業参観や懇談会等を通じて、学級(ホームルーム)の実態や問題点を共有したり、保護者に対して、家庭での教育等の協力を依頼したりするなど保護者との連携を図る。
- 関係機関等との連携
 - ・ 教育委員会に対応状況等を報告する。
 - ・ 必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー、警察、児童相談所等の外部専門家等と連携して対応する。

4 再発防止に向けた取組

- 対応結果等の検証
 - ・ 事例検討会等を通じて、発生原因を分析するとともに学校の対応等を検証する。
- 再発防止策の策定等
 - ・ 検証結果を踏まえ、再発防止策を策定するとともに、学校評価アンケートや授業アンケート等の活用等を通じて、教育活動の改善を図る。
 - ・ 定期的な授業公開週間等の機会を活用し、複数の教員が当該学級(ホームルーム)及び児童生徒の様子を継続的に観察する。
 - ・ 家庭における見守りの依頼等、保護者との連携を強化する。
 - ・ 校内指導体制を点検し、必要に応じて改善を図る。
 - ・ 警察等の関係機関との連絡体制等を確認する。

参考資料等

- 「学業指導の充実に向けてー学業指導を全ての教職員が進めるためにー」(平成24年3月 栃木県教育委員会)
- 生徒指導リーフ Leaf. 2 「絆づくり」と「居場所づくり」(国立教育政策研究所 生徒指導・進路指導研究センター)

2 対応事例

(6) いじめ(疑いのある事案を含む)への対応

具体例

- 休み時間等に一人でいた児童が「みんなから仲間はずれにされている」と訴えた。
- 欠席が続いている生徒の保護者から「子どもがいじめられて困っている」と申し出があった。
- アンケート調査において、「SNS 上で誹謗中傷を受けている」との回答があった。

※ 「いじめ対応ハンドブック」～いじめ防止対策推進法等対応版～(平成 31(2019)年 3 月 栃木県教育委員会)を参考に対応する。

1 発生直後の対応

- 情報収集
 - ・ 管理職に、事案に関する正確な情報を集約する。
- 初期対応
 - ・ 被害児童生徒への聴き取りを通じて、「全力で守る」という学校の意味を伝え、安全の確保に努める。
 - ・ 被害児童生徒を守るため、当該児童生徒にとって信頼できる人(相談しやすい教職員、家族等)が連携し、継続して支援する。
 - ・ 被害児童生徒の心のケアを図るとともに、解決に向けた方法を一緒に考える。

2 対応方針の検討・決定

- 緊急対策会議(学校いじめ対策組織会議)の開催
 - ・ 迅速に情報の整理や共有等を行う。
 - ・ 多角的な視点からいじめの背景を探るとともに、学校いじめ防止基本方針に基づき、対応の在り方等について検討する。
 - ・ 関係児童生徒に対する指導・支援体制(役割分担)を構築する。
 - ・ アンケートや児童生徒への聴き取り等、調査方法を検討する。
 - ・ 関係児童生徒及び保護者に対する指導・支援方法等を検討する。
 - ・ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー、警察、児童相談所等の外部専門家等との連携について検討する。
 - ・ いじめ防止対策推進法第 28 条に規定された「重大事態」に該当するかどうか検討する。
- 緊急職員会議の開催
 - ・ 全教職員で情報を共有し、対応策や役割分担等について共通理解を図る。

3 組織的な対応

対応方針に基づき、児童生徒への指導・支援、保護者への支援・助言を実施する。必要に応じて、臨時保護者会等を開催し、保護者に対して説明する。

- 調査の実施
 - ・ 学校いじめ対策組織が中心になり、関係児童生徒に対して、アンケート調査、複数の教職員による聴き取り調査を実施する。
 - ・ 聴き取り調査は、先入観を持たず、公正公平かつ丁寧に実施する。また、客観的な事実確認に向け、複数の児童生徒から証言を得る。
- 被害児童生徒への支援等
 - ・ スクールカウンセラー等を活用し、随時、面談を実施するなど心のケアを実施する。
 - ・ 学校の支援策等を提案し、意向を確認しながら支援を実施する。
- 被害児童生徒の保護者への支援、助言
 - ・ 複数の教職員による家庭訪問等を通じて、発生の状況等の詳細について説明する。
 - ・ 被害児童生徒への支援方針等について**速次**報告する。

- ・ 必要に応じて、保護者に対してスクールカウンセラー等による心のケアを実施する。
- ・ 家庭での対話や見守り等を依頼する。
- ・ 警察への被害届の提出については保護者の意向に委ねる。
- ・ 学校いじめ対策組織が実施した調査の結果等について説明する。
- 加害児童生徒に対する指導
 - ・ 聴き取り調査を通じて、いじめの事実と経過等を確認する。
 - ・ 被害児童生徒の苦悩を理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
 - ・ いじめの背景や要因の理解に努め、健全な人格の発達に配慮して指導する。
 - ・ 定期的な個別面談等を通じて状況を把握し、再びいじめを行うことがないように、思いやりの心や規範意識の醸成、人間関係の改善に向けて継続的に指導する。
 - ・ 必要に応じて、スクールカウンセラー等との面談等を通じて心のケアを実施する。
 - ・ 必要に応じて、警察等関係機関との連携を図る。
- 加害児童生徒の保護者に対する助言
 - ・ 複数の教職員による家庭訪問等を通じて、聴き取り調査等から把握した客観的ないじめの事実や経過等について説明する。
 - ・ 加害児童生徒に対する指導方針等について説明する。
 - ・ 保護者と連携し、背景にある課題等を発見し、その解消に努める。
 - ・ 再びいじめを行うことがないように、家庭での対話や見守りについて協力を依頼する。
 - ・ 加害児童生徒から被害児童生徒への謝罪について相談する。
 - ・ 学校の対応状況を定期的に報告する。
 - ・ 学校いじめ対策組織が実施した調査の結果等について説明する。
- 傍観者に対する指導
 - ・ いじめの問題について話し合わせたり、被害・加害児童生徒の双方の気持ちを考えさせたりするなど、いじめの問題を自分の問題として捉えさせる。
 - ・ いじめを正当化する児童生徒、いじめの仲裁や教職員等に訴えることができなかった児童生徒など、傍観者の心情に配慮した指導を行う。
 - ・ 互いに認め合い、尊重し合える雰囲気醸成等に向けた取組を通じて、望ましい人間関係づくりに努める。
- 重大事態への対応
 - ・ 「いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき」、または、「いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされていると疑いがあるとき」は、いじめの重大事態として対処していく。
 - ・ 被害児童生徒やその保護者から「いじめにより重大な事態が生じた」という申し立てがあった場合は、いじめの重大事態が発生したものと調査等を実施する。
 - ・ いじめの重大事態が発生した場合は、「いじめ防止対策推進法」、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」等に則って対応する。
- 関係機関等との連携
 - ・ いじめ防止対策推進法に基づき、教育委員会に対応状況等を報告する。
 - ・ 必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー、警察、児童相談所等の外部専門家等と連携して対応する。

4 再発防止に向けた取組

- 対応結果等の検証
 - ・ 学校いじめ対策組織を中心に、事例検討会等を通じて、発生原因を分析するとともに学校の対応等を検証する。
- 再発防止策の策定等
 - ・ 検証結果を踏まえ、再発防止策を策定するとともに、「いじめ対応ハンドブック」を活用した校内研修会の実施等を通じて、教育活動の改善を図る。
 - ・ 複数の教職員が、学校生活における関係児童生徒の様子を継続的に観察する。
 - ・ 家庭における見守りの依頼等、保護者との連携を強化する。
 - ・ 校内指導体制を点検し、必要に応じて改善を図る。
 - ・ 警察等の関係機関との連絡体制等を再確認する。
 - ・ 学校いじめ防止基本方針及び行動計画の内容を再確認し、必要に応じて見直しを行う。

2 対応事例

(7) 不登校への対応

具体例

- 学習状況や交友関係に問題が見られなかった児童が突然欠席するようになった。
- 腹痛を理由に欠席が続いている生徒の保護者から「子どもが、友だちにいじめられるので学校に行かないと話している」との連絡があった。
- 最近1ヶ月ほど遅刻が目立ち、学習意欲も感じられない生徒が、2日間連続して欠席した。
- 欠席した生徒に連絡したところ「家族に代わって、障害のあるきょうだいの世話をしているため、学校に登校することが難しい」との話があった。(いわゆる「ヤングケアラー」)

1 発生直後の対応

- 情報収集
 - ・ 管理職に、事案に関する正確な情報を集約する。
- 初期対応
 - ・ 当該児童生徒が回答したアンケート用紙や関係教職員からの聴き取り等により、当該児童生徒の様子について情報を収集し、整理する。
 - ・ いじめとの関連を視野に入れ、不登校の要因について丁寧に聴き取りを行い、要因にいじめが疑われる場合には、「学校いじめ対策組織」に報告する。
- 関係機関等への連絡
 - ・ 必要に応じて、教育委員会に連絡する。

2 対応方針の検討・決定

- 緊急対策会議の開催
 - ・ 情報の整理等を行い、当該児童生徒及び保護者に対する支援方針等について検討する。
 - ・ 具体的な指導・支援を実施できるチーム編成(役割分担)を行う。
 - ・ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー、警察、児童相談所等の外部専門家等との連携について検討する。
 - ・ 不登校の背景にいじめが疑われる場合、いじめの重大事態として調査を実施する。
- 緊急職員会議の開催
 - ・ 全教職員で情報を共有し、対応策や役割分担等について共通理解を図る。

3 組織的な対応

対応方針に基づき、児童生徒への指導・支援、保護者への支援・助言を実施する。

- 当該児童生徒及びその保護者への支援等
 - ・ 保護者と連携し、背景にある課題等を発見し、その解消に努める。
 - ・ スクールカウンセラー等との面談等を通じて心のケアを実施する。
 - ・ 家庭訪問や電話連絡については、当該児童生徒の状況等を踏まえ、実施方法や頻度を検討した上で実施する。

- ・ 当該児童生徒または保護者に対して、授業や行事等に関する情報を確実に伝える。
 - ・ 別室への登校に関する校内規定等について説明する。
 - ・ 当該児童生徒がいつでも登校できるよう座席等の生活環境を整備する。
 - ・ 当該児童生徒が登校した際に孤立することのないよう、当該児童生徒の意向に配慮しながら、学級(ホームルーム)の児童生徒の理解と協力を得る。
 - ・ 当該児童生徒の保護者に対して、学校の対応状況等を定期的に報告するとともに、家庭での見守り等の協力を依頼する。
- 関係機関等との連携
- ・ 必要に応じて、教育委員会に対応状況等を報告する。
 - ・ 当該児童生徒が適応指導教室等を利用している場合には、担当者等との情報交換等を定期的に行う。
 - ・ 必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー、警察、児童相談所等の外部専門家等と連携して対応する。
 - ・ 当該児童生徒や保護者が面会を拒否し、当該児童生徒の安否が確認できない場合、関係機関等と連携しながら家庭訪問等を実施し、安否を確認する。

4 再発防止に向けた取組

- 対応結果等の検証
- ・ 事例検討会等を通じて、発生原因を分析するとともに学校の対応等を検証する。
- 再発防止策の策定等
- ・ 検証結果を踏まえ、再発防止策を策定するとともに、個別面談の充実や悩み等に関するアンケートの工夫等を通じて、教育活動の改善を図る。
 - ・ 家庭訪問等を通じて、家庭における当該児童生徒の様子を確認する。
 - ・ 家庭における見守りの依頼等、保護者との連携を強化する。
 - ・ 校内指導体制を点検し、必要に応じて改善を図る。
 - ・ 関係機関との連絡体制等を再確認する。

参考資料等

- 連続して欠席し連絡が取れない児童生徒や学校外の集団との関わりの中で被害に遭うおそれがある児童生徒の安全の確保に向けた取組について(通知)(平成27年4月3日付け学教第16号)
- 児童生徒の「被害のおそれ」に対する学校における早期対応の指針について(通知)(平成27年4月14日付け学教第111号)
- 「欠席が気になる児童生徒への指導のヒント～不登校の初期対応～」(平成30年3月 栃木県総合教育センター)
- 「学校以外の場で学ぶ子どもたちの社会的自立を目指すための指導資料」(令和3年3月 栃木県教育委員会)

2 対応事例

(8) 校内での盗難への対応

具体例

- 特別教室から教室に戻ったところ、バッグの中の現金がなくなっていた。
- 部活動中、生徒のかばんから靴が盗まれた。
- 職員室や準備室からパソコン等の物品や貴重品が盗まれた。

1 発生直後の対応

- 情報収集
 - ・ 管理職に、事案に関する正確な情報を集約する。
- 初期対応
 - ・ 発生時刻を確認したり、発生現場の写真を撮影したりするなど、情報をできるだけ正確に記録する。
 - ・ 被害児童生徒及び周囲の児童生徒等への聴き取りを通じて事実確認を行う。
 - ・ 関係児童生徒の保護者に連絡し、発生の事実等について説明する。
- 関係機関等への連絡
 - ・ 必要に応じて、教育委員会に連絡する。
 - ・ 学校だけでの対応が困難な場合には、警察に協力を依頼する。

2 対応方針の検討・決定

- 緊急対策会議の開催
 - ・ 情報の整理等を行い、関係児童生徒に対する指導・支援方法等を検討する。
 - ・ 具体的な指導・支援を実施できるチーム編成(役割分担)を行う。
 - ・ 外部侵入者の可能性等について情報交換を行う。
 - ・ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー、警察、児童相談所等の外部専門家等との連携について検討する。
- 緊急職員会議の開催
 - ・ 全教職員で情報を共有し、対応策や役割分担等について共通理解を図る。

3 組織的な対応

対応方針に基づき、児童生徒への指導・支援、保護者への支援・助言を実施する。

- 被害児童生徒及びその保護者への支援
 - ・ 盗難の事実や学校としての対応、今後の指導方針について説明する。
 - ・ 被害届の提出については、保護者の判断に委ねる。
 - ・ 必要に応じて、スクールカウンセラー等による心のケアを実施する。
 - ・ 保護者等に対して、学校の対応状況を定期的に報告する。
- 加害児童生徒が特定できない場合における全ての児童生徒への指導
 - ・ 問題点を理解させ、再発防止や安全な学習環境の維持等のために情報提供が必要であることを説明する。
 - ・ その他の被害の有無について調査を実施する。

- ・ 憶測で SNS 上に投稿するなど、軽率な行動をとらないよう指導する。
- ・ 計画的に校内巡視を実施する。
- ・ 記名の徹底等により自己管理意識の高揚を図り、また、貴重品袋を活用するなど、貴重品管理の在り方について指導する。
- 情報を提供した児童生徒及びその保護者への支援等
 - ・ 情報を提供した児童生徒の安全を確保することを説明する。
 - ・ 情報を提供した児童生徒の保護者に対して状況を説明し、家庭での見守りを依頼する。
 - ・ 必要に応じて、スクールカウンセラー等との面談等を通じて心のケアを実施する。
 - ・ 定期的な面談等を通じて状況を把握し、保護者と連携しながら継続的に支援する。
- 加害児童生徒への指導・支援
 - ・ 複数の教職員が聴き取りを行う。また、対象者が複数の場合は、複数の教職員が個別かつ同時に聴き取りを行う。
 - ・ 窃盗は絶対に許されない行為であることを理解させる。
 - ・ 保護者と連携し、背景にある課題等を把握し、その解消に努める。
 - ・ 必要に応じて、スクールカウンセラー等との面談を実施し、心のケアに努める。
 - ・ 定期的な面談等を通じて当該児童生徒の様子を把握し、保護者と連携しながら継続的に指導する。
- 加害児童生徒の保護者への支援・助言
 - ・ 複数の教職員による家庭訪問等を通じて、発生の状況等の詳細について説明する。
 - ・ 加害児童生徒等に対する指導方針等について説明する。
 - ・ 加害児童生徒から被害児童生徒への謝罪等について相談する。
 - ・ 必要に応じて、スクールカウンセラー等による心のケアを実施する。
 - ・ 学校の対応状況を定期的に報告する。
- 関係機関等との連携
 - ・ 教育委員会に対応状況等を報告する。
 - ・ 必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー、警察、児童相談所等の外部専門家等と連携して対応する。

4 再発防止に向けた取組

- 対応結果等の検証
 - ・ 事例検討会等を通じて、発生原因を分析するとともに学校の対応等を検証する。
- 再発防止策の策定等
 - ・ 検証結果を踏まえ、再発防止策を策定するとともに、自己管理意識の高揚を図る指導や、計画的な校内巡視や空き教室の施錠等の取組を通じて、教育活動の改善を図る。
 - ・ 複数の教職員が、学校生活における関係児童生徒の様子を継続的に観察する。
 - ・ 家庭における見守りの依頼等、保護者との連携を強化する。
 - ・ 校内指導体制を点検し、必要に応じて改善を図る。
 - ・ 警察等の関係機関との連絡体制等を再確認する。

参考資料等

- 生徒指導リーフ Leaf. 12「学校と警察等との連携」（国立教育政策研究所 生徒指導・進路指導研究センター）

2 対応事例

(9) 万引きへの対応

具体例

- 近隣の商店から「小学生の万引きを発見した」との連絡を受けた。
- 警察から「生徒を万引きで補導した」との連絡を受けた。
- 児童から担任に「同じクラスの児童が万引きをした」と報告があった。

1 発生直後の対応

- 情報収集
 - ・ 管理職に、事案に関する正確な情報を集約する。
- 初期対応
 - ・ 複数の教職員で、当該児童生徒への聴き取りを行うほか、店舗、警察と連携し、事実を把握する。
 - ・ 他の児童生徒等の関与等を確認する。
 - ・ 関係児童生徒の保護者に連絡し、発生の事実等について説明する。
- 関係機関等への連絡
 - ・ 必要に応じて、教育委員会に連絡する。
 - ・ 状況に応じて、警察に協力を依頼する。

2 対応方針の検討・決定

- 緊急対策会議の開催
 - ・ 情報の整理等を行い、関係児童生徒及び保護者に対する指導・支援方法等を検討する。
 - ・ 当該児童生徒の生活状況、問題行動の背景等について把握する。
 - ・ 具体的な対応策を策定し、指導・支援を実施できるチーム編成(役割分担)を行う。
 - ・ 警察との連携について検討する。
- 緊急職員会議の開催
 - ・ 全教職員で情報を共有し、対応策や役割分担等について共通理解を図る。

3 組織的な対応

対応方針に基づき、児童生徒への指導・支援、保護者への支援・助言を実施する。

- 当該児童生徒への指導・支援
 - ・ 万引きは犯罪行為であることを十分に理解させる。
 - ・ 家庭、学校生活等への影響の大きさを認識させる。
 - ・ 当該児童生徒の話をよく聴き、動機や背景を把握し、再発防止に向けた支援を行う。
- 当該児童生徒の保護者への支援
 - ・ 保護者との面談を通じて、保護者が抱えている悩み等を把握し、必要に応じて、スクールソーシャルワーカー等と連携して支援する。
 - ・ 当該児童生徒の内面の理解に努めながら規範意識を高めることなど、保護者の接し方等について助言する。
- 万引きが集団で行われていた場合
 - ・ アンケートや個別面談等を通じて、校内外の交友関係等、万引きの背景等を把握し、必要に応じて、警察と連携して対応する。
 - ・ 当該児童生徒の話をよく聴き、万引きは犯罪行為であることや友人関係の在り方等について指導する。
- 関係機関等との連携
 - ・ 教育委員会に対応状況等を報告する。
 - ・ 必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー、警察、児童相談所等の外部専門家等と連携して対応する。

4 再発防止に向けた取組

- 対応結果等の検証
 - ・ 事例検討会等を通じて、発生原因を分析するとともに学校の対応等を検証する。
- 再発防止策の策定等
 - ・ 検証結果を踏まえ、再発防止策を策定するとともに、警察による防犯講話の実施等を通じて、教育活動の改善を図る。
 - ・ 複数の教職員が、学校生活における関係児童生徒の様子を継続的に観察する。
 - ・ 家庭における見守りの依頼等、保護者との連携を強化する。
 - ・ 校内指導体制を点検し、必要に応じて改善を図る。
 - ・ 警察等の関係機関との連絡体制等を再確認する。

参考資料等

- 生徒指導リーフ Leaf. 12「学校と警察等との連携」（国立教育政策研究所 生徒指導・進路指導研究センター）

2 対応事例

(10) わいせつ被害事案への対応

具体例

- 児童が、下校途中に見知らぬ大人に無理やり車に乗せられ、車内でわいせつ行為をされた。
- 生徒が部室で着替えていたところ、不審者が侵入し、わいせつ行為をされた。
- 生徒が、SNS上で知り合った他校の生徒から、裸の画像を送信するよう求められ、送信した。

1 発生直後の対応

- 情報収集
 - ・ 管理職に、事案に関する正確な情報を集約する。
- 初期対応
 - ・ 複数の教職員が発生現場へ急行し、被害児童生徒を保護するとともに、警察に通報する。
 - ・ 現場の状況に応じて、救急車を要請する。
 - ・ 被害児童生徒の保護者に連絡し、心情に配慮しながら発生の事実等について説明する。
- 関係機関等への連絡
 - ・ 必要に応じて、教育委員会に連絡する。
 - ・ 警察と連携し、事実確認等を行う。
 - ・ 被害児童生徒のわいせつ画像等を確認した場合、警察に対応を相談する。

2 対応方針の検討・決定

- 緊急対策会議の開催
 - ・ 情報の整理等を行い、関係児童生徒及び保護者に対する指導・支援方法等を検討する。
 - ・ 具体的な指導・支援を実施できるチーム編成(役割分担)を行う。
 - ・ 支援の在り方について、被害児童生徒及び保護者の意向を確認する。
 - ・ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー、警察、児童相談所等の外部専門家等との連携について検討する。
- 緊急職員会議の開催
 - ・ 個人情報の取扱いに十分注意しながら、全教職員で情報を共有し、対応策や役割分担等について共通理解を図る。

3 組織的な対応

対応方針に基づき、児童生徒への指導・支援、保護者への支援・助言を実施する。

- 被害児童生徒への指導・支援

- ・ スクールカウンセラー等の専門家から助言を得ながら、被害児童生徒の心の傷に十分配慮し、共感的理解に基づいて支援を行う。
 - ・ 心的外傷後ストレス障害(PTSD)を引き起こすなど、心身への深刻な影響があることを理解し、養護教諭やスクールカウンセラー等を中心に被害児童生徒の心のケアを継続する。
 - ・ 必要に応じて、医療機関、児童相談所等の関係機関と連携して対応する。
- 被害児童生徒の保護者への支援
- ・ 複数の教職員による家庭訪問等を通じて、発生の状況等の詳細について説明する。
 - ・ 被害児童生徒への支援方針等について説明する。
 - ・ 必要に応じて、スクールカウンセラー等による心のケアを実施する。
 - ・ 家庭での対話や見守り等を依頼する。
 - ・ 警察への被害届の提出については保護者の意向に委ねる。
- 保護者との連携
- ・ 登下校時の見守り活動等、通学路の安全確保に向けて協力を依頼する。その際、被害児童生徒の個人情報の取扱いに最大限の注意を払う。
- 関係機関等との連携
- ・ 教育委員会に対応状況等を報告する。
 - ・ 必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー、警察、児童相談所等の外部専門家等と連携して対応する。
 - ・ 他校の児童生徒が関与している場合、関係する学校に連絡し、指導等に向け継続して情報交換を行うなど、連携して対応する。

4 再発防止に向けた取組

- 対応結果等の検証
- ・ 事例検討会等を通じて、発生原因を分析するとともに学校の対応等を検証する。
- 再発防止策の策定等
- ・ 検証結果を踏まえ、再発防止策を策定するとともに、警察による防犯講話の実施、個別面談の充実等を通じて、教育活動の改善を図る。
 - ・ 複数の教職員が、学校生活における関係児童生徒の様子を継続的に観察する。
 - ・ 家庭における見守りの依頼等、保護者との連携を強化する。
 - ・ 警察等の関係機関との連絡体制等を再確認する。

参考資料等

- 児童ポルノ事犯の「自画撮り被害」増加に伴う広報・啓発について(周知依頼)(平成 28 年 11 月 15 日付け学教第 1183 号)
- 児童生徒の被害等の未然防止について(通知)(平成 30 年 3 月 2 日学教第 1591 号)
- 児童生徒の犯罪被害を防止するための取組の強化について(依頼)(平成 30 年 5 月 10 日付け学安第 170 号)

2 対応事例

(11) 薬物乱用への対応

具体例

- 近隣住民から「生徒が公園で危険ドラッグを使用しているようだ」との連絡を受けた。
- 生徒が覚せい剤を使用し、逮捕された。（「逮捕事案等への対応 P26～27」を参照）

1 発生直後の対応

- 情報収集
 - ・ 管理職に、事案に関する正確な情報を集約する。
- 初期対応
 - ・ 児童生徒による薬物の所持や使用が疑われる場合、複数の教職員で対応し、当該児童生徒や対応者等の安全を確保する。
 - ・ 児童生徒による薬物の所持や使用を確認した場合、直ちに警察に通報する。
 - ・ 児童生徒が薬物を所持していた場合、教職員は薬物に触れたり、預かったりしない。
 - ・ 必要に応じて救急車を要請する。
 - ・ 他の児童生徒等との関わりを確認する。
 - ・ 当該児童生徒の保護者に連絡し、事実等について説明する。
- 関係機関等への連絡
 - ・ 教育委員会に連絡する。
 - ・ 警察と連携し、事実確認等を行う。

2 対応方針の検討・決定

- 緊急対策会議の開催
 - ・ 情報の整理等を行い、関係児童生徒及び保護者に対する指導・支援方法等を検討する。
 - ・ 具体的な指導・支援を実施できるチームの編成(役割分担)を行う。
 - ・ 医療機関、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー等との連携について検討する。
- 緊急職員会議の開催
 - ・ 全教職員で情報を共有し、対応策や役割分担等について共通理解を図る。

3 組織的な対応

対応方針に基づき、児童生徒への指導・支援、保護者への支援・助言を実施する。

- 当該児童生徒への指導・支援
 - ・ 薬物乱用による健康への悪影響や誤った知識の是正等について指導する。
 - ・ 薬物の所持・使用は違法行為であることについて指導する。

- ・ 交友関係の改善、目的意識の高揚、生活習慣の改善等について指導する。
- ・ 医療機関、スクールカウンセラー等との連携を図りながら、継続的に指導・支援を行う。
- 当該児童生徒の保護者への支援
 - ・ 複数の教職員による家庭訪問等を通じて、状況等の詳細について説明する。
 - ・ 必要に応じて、スクールカウンセラー等による心のケアを実施する。
 - ・ 学校の対応状況を定期的に報告する。
- 関係機関との連携
 - ・ 教育委員会に対応状況等を報告する。
 - ・ 警察の捜査に協力し、可能な範囲で当該児童生徒の交友関係等を把握する。
 - ・ 当該児童生徒の心身の回復及び再犯等の防止に向け、保護者の意向を確認しながら、警察や医療機関等と連携して指導・支援を行う。
 - ・ 医療機関との連携に当たっては、事前に保護者の了承を得る。
 - ・ 必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー、児童相談所等の外部専門家等と連携して対応する。
 - ・ 他校の児童生徒が関与している場合、関係する学校に連絡し、指導等に向け継続して情報交換を行うなど、連携して対応する。

4 再発防止に向けた取組

- 対応結果等の検証
 - ・ 事例検討会等を通じて、発生原因を分析するとともに学校の対応等を検証する。
- 再発防止策の策定
 - ・ 検証結果を踏まえ、再発防止策を策定するとともに、警察による防犯講話や薬物乱用防止講話の実施等を通じて、教育活動の改善を図る。
 - ・ 薬物乱用等の防止に向けた指導の在り方について全教職員の共通理解を図る。
 - ・ 薬物乱用防止教室の開催等、再発防止に向けた指導を計画的に行う。
 - ・ 複数の教職員が、学校生活における関係児童生徒の様子を継続的に観察する。
 - ・ 家庭における見守りの依頼等、保護者との連携を強化する。
 - ・ 警察等の関係機関との連絡体制等を再確認する。

参考資料等

- 各種運動・月間等における薬物乱用防止に係る広報啓発活動の充実強化について(依頼)(令和元年6月24日付け学安号外)
- 生徒指導リーフ Leaf. 12「学校と警察等との連携」(国立教育政策研究所 生徒指導・進路指導研究センター)

2 対応事例

(12) 逮捕事案等への対応

具体例

- 傷害事件への関与が疑われた生徒が、事情聴取のため警察から呼出しを受けた。
- 生徒が、他校生に対する暴行及び恐喝の行為により逮捕された。
- 生徒が、盗んだバイクで暴走行為をし、接触事故を起こして逮捕された。

1 発生直後の対応

- 情報収集
 - ・ 管理職に、事案に関する正確な情報を集約する。
- 初期対応
 - ・ 警察から情報提供があった場合、保護者に連絡し、状況を確認する。
 - ・ 児童生徒または保護者から情報提供があった場合、警察に連絡し、状況を確認する。
 - ・ 警察が来校し、関係児童生徒に対して事情聴取を行う場合、警察に対して、保護者への連絡について必ず確認するとともに、他の児童生徒への十分な配慮を依頼する。
- 関係機関等への連絡
 - ・ 教育委員会に連絡する。
 - ・ 警察と連携し、事実確認等を行う。

2 対応方針の検討・決定

- 緊急対策会議の開催
 - ・ 情報の整理等を行い、当該児童生徒に対する指導・支援方法等を検討する。
 - ・ 当該児童生徒の保護者への支援策について検討する。
 - ・ 他の児童生徒への対応方法について検討する。
 - ・ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー、保護司等の外部専門家等との連携について検討する。
 - ・ 報道機関等外部からの問い合わせ等への対応方法について検討する。
- 緊急職員会議の開催
 - ・ 全教職員で情報を共有し、対応策や役割分担等について共通理解を図る。

3 組織的な対応

対応方針に基づき、児童生徒への指導・支援、保護者への支援・助言を実施する。

- 少年鑑別所や児童相談所への入所等の措置がとられた場合
 - ・ 施設の担当者との連携を密にし、当該児童生徒の現状把握や理解に努める。

- ・ 積極的に施設を訪問し、当該児童生徒との面接等を通じて、学習支援や立ち直りのための指導・支援に努める。
- ・ 保護者との連携を密にし、協力して継続的な指導・支援に努める。
- 少年院、児童自立支援施設へ送致された場合
 - ・ 教育委員会、警察、家庭裁判所等と連携し、当該児童生徒の在籍、当該児童生徒への指導等について検討する。
- 当該児童生徒が学校に復帰する場合
 - ・ 当該児童生徒及び保護者の意向を踏まえ、学校における指導・支援策等を検討する。
 - ・ 当該児童生徒が登校した際に孤立することのないよう、当該児童生徒の意向に配慮しながら、学級(ホームルーム)の児童生徒の理解と協力を得る。
- 関係機関等との連携
 - ・ 教育委員会に対応状況等を報告する。
 - ・ 必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー等の外部専門家等と連携して対応する。
 - ・ 他校の児童生徒が関与している場合、関係する学校に連絡し、指導等に向け継続して情報交換を行うなど、連携して対応する。

4 再発防止に向けた取組

- 対応結果等の検証
 - ・ 事例検討会等を通じて、発生原因を分析するとともに学校の対応等を検証する。
- 再発防止策の策定等
 - ・ 検証結果を踏まえ、再発防止策を策定するとともに、警察による防犯講話、個別面談の充実等を通じて、教育活動の改善を図る。
 - ・ 家庭訪問等を通じて、家庭における当該児童生徒の様子を確認する。
 - ・ 家庭における見守りの依頼等、保護者との連携を強化する。
 - ・ 校内指導体制を点検し、必要に応じて改善を図る。
 - ・ 関係機関との連絡体制等を再確認する。

参考資料等

- 学校等と矯正施設・保護観察所との連携の強化について(令和2年4月3日付け学安第28号)
- 生徒指導リーフ Leaf.12「学校と警察等との連携」(国立教育政策研究所 生徒指導・進路指導研究センター)

2 対応事例

(13) 児童虐待(疑いのある事案を含む)への対応

具体例

- 保護者が、小学生の長男に対して、しつけとして「殴る、蹴る」、「食事を抜く」等を行った。
- 生徒が担任に対して、毎晩父親が自分や母親に暴力を振るうため帰宅したくないと申し出た。
- 児童が担任に対して、数日間同じ衣服を着て登校してくる児童について「臭うので注意してほしい」と相談があった。

※ 「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」(令和2年6月改訂版 文部科学省)を参考に
対応する。

1 発生直後の対応

- 情報収集
 - ・ 管理職に、事案に関する正確な情報を集約する。
- 初期対応
 - ・ 当該児童生徒への聴き取りを通じて状況等を確認する。
 - ・ 虐待が疑われる事実関係について、当該児童生徒の発言等を具体的に記録する。
 - ・ 外傷がある場合、養護教諭等が確認し、スケッチやメモで詳細に記録する。
- 関係機関等への連絡
 - ・ 教育委員会に連絡する。
 - ・ 市町福祉部局や児童相談所等と連携し、対応する。

2 対応方針の検討・決定

- 緊急対策会議の開催
 - ・ 情報の整理等を行い、対応方針を検討する。
 - ・ 具体的な支援を実施できるチームの編成(役割分担)を行う。
 - ・ 児童虐待防止法に基づき、児童虐待を受けたと思われる児童生徒を発見した場合、市町福祉部局、児童相談所に通告する。
 - ・ 警察と連携する必要がある場合は、警察に通報する。
 - ・ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー等の外部専門家等との連携について検討する。
- 緊急職員会議の開催
 - ・ 全教職員で情報を共有し、対応策や役割分担等について共通理解を図る。

3 組織的な対応

対応方針に基づき、関係機関と連携して当該児童生徒及びその保護者への支援・助言を実施する。

- 当該児童生徒への支援
 - ・ 誘導的な質問や問い詰めるような質問は避け、自由に答えられるような形式で尋ねる。
 - ・ 虐待を受けていても、子どもにとって保護者はかけがえのない存在であり、また、被害状況等について話すことをためらうことを踏まえ対応する。
- 当該児童生徒の保護者への対応
 - ・ 保護者への対応方法等については、市町福祉部局、児童相談所に相談する。
- 一時保護が決定した場合
 - ・ 学習支援等、当該児童生徒への支援及び保護者への対応の在り方等について、市町福祉部局、児童相談所と相談する。
 - ・ 一時保護解除後に、当該児童生徒が安心して登校し、学校生活を送ることができるよう、校内の支援体制を整備する。
 - ・ 事案の状況に応じて、要保護児童対策地域協議会への参画を通じて、当該児童生徒の状況を継続して把握する。
- 一時保護の措置がとられなかった場合
 - ・ 当該児童生徒への声かけや面談等を通じて、心身の状態や家庭内の状況を把握する。
 - ・ 家庭訪問等を通じて、保護者に対して、学校における当該児童生徒の様子等を伝えるとともに、保護者の意識や関わり方等を把握する。
 - ・ 必要に応じて、当該児童生徒や保護者の様子を市町福祉部局や児童相談所等に情報提供し、学校の対応等について助言を得る。
- 関係機関等との連携
 - ・ 教育委員会に対応状況等を報告する。
 - ・ 必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー等の外部専門家等と連携して対応する。

4 再発防止に向けた取組

- 対応結果等の検証
 - ・ 事例検討会等を通じて、発生原因を分析するとともに学校の対応等を検証する。
- 再発防止策の策定等
 - ・ 検証結果を踏まえ、再発防止策を策定するとともに、個別面談の充実、悩み等に関するアンケートの工夫、相談窓口の周知等を通じて、教育活動の改善を図る。
 - ・ 複数の教職員が、学校生活における当該児童生徒の様子を継続的に観察する。
 - ・ 校内指導体制を点検し、必要に応じて改善を図る。
 - ・ 児童相談所等の関係機関との連絡体制等を再確認する。

参考資料等

- 「スクリーニング活用ガイド」の送付について(令和2年4月3日付け学安第26号)
- 「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」の改訂について(令和2年7月8日付け学安第309号)

2 対応事例

(14) 家出への対応

具体例

- 保護者から「児童の書き置きがあった」、「家出の可能性が高い」との連絡があった。
- 保護者から生徒が「SNS で知り合った他県の人に会いに行った」との情報を得た。
- 警察から「生徒を家出人として保護した」との連絡があった。

1 発生直後の対応

- 情報収集
 - ・ 管理職に、事案に関する正確な情報を集約する。
- 初期対応
 - ・ 複数の教職員による家庭訪問等を通じて、発生の状況等の詳細を把握する。
 - ・ 他の児童生徒から得た情報を保護者に伝えるとともに、保護者からも事情を聴く。
 - ・ 保護者に対して、警察との連携について相談する。
 - ・ 警察に保護された場合、状況に応じて、警察署を訪問し状況の確認等を行う。
- 関係機関等への連絡
 - ・ 必要に応じて、教育委員会に連絡する。
 - ・ 保護者の要望等に応じて、警察との連携を図る。

2 対応方針の検討・決定

- 緊急対策会議の開催
 - ・ 情報の整理等を行い、具体的な対応策や当該児童生徒及び保護者に対する指導・支援方法等を検討する。
 - ・ 当該児童生徒の生活状況や交友関係等を把握するとともに、家出の背景を探る。
 - ・ 警察等関係機関との連携について検討する。
- 緊急職員会議の開催
 - ・ 全教職員で情報を共有し、対応策や役割分担等について共通理解を図る。

3 組織的な対応

対応方針に基づき、児童生徒への指導・支援、保護者への支援・助言を実施する。

- 当該児童生徒の情報収集
 - ・ 保護者の意向を踏まえて、学級(ホームルーム)や部活動等の友人などに情報提供を依頼する。
 - ・ 当該児童生徒の保護者及び関係児童生徒から、書き置き等の有無、SNS 等への書き込み、金品の持ち出し状況、服装、移動手段、立寄りが予想される場所、友人関係等について情報を収集する。
- 当該児童生徒の保護者への支援・助言
 - ・ 保護者と行方不明者届の提出について相談する。

- ・ 状況に応じて、報道機関への対応等について確認をする。
- 帰宅後の当該児童生徒への指導・支援
 - ・ 担任、養護教諭、スクールカウンセラー等との面談等を通じて心のケアを実施する。
 - ・ 家出の原因や背景を十分に考慮し、指導・支援を継続する。
- 帰宅後の当該児童生徒の保護者への支援
 - ・ 当該児童生徒の内面を理解しながら規範意識を高めるなど保護者の接し方等について助言する。
- 関係機関等との連携
 - ・ 教育委員会に対処状況等を報告する。
 - ・ 行方不明者届が提出された場合、警察の捜索に協力する。
 - ・ 必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー、警察、児童相談所等の外部専門家等と連携して対応する。

4 再発防止に向けた取組

- 対応結果等の検証
 - ・ 事例検討会等を通じて、発生原因を分析するとともに学校の対応等を検証する。
- 再発防止策の策定等
 - ・ 検証結果を踏まえ、再発防止策を策定するとともに、個別面談の充実や悩み等に関するアンケートの工夫等を通じて、教育活動の改善を図る。
 - ・ 複数の教職員が、学校生活における当該児童生徒の様子を継続的に観察する。
 - ・ 家庭における見守りの依頼等、保護者との連携を強化する。
 - ・ 校内指導体制を点検し、必要に応じて改善を図る。
 - ・ 警察等の関係機関との連絡体制等を再確認する。

参考資料等

- 連続して欠席し連絡が取れない児童生徒や学校外の集団との関わりの中で被害に遭うおそれがある児童生徒の安全の確保に向けた取組について(通知)(平成27年4月3日付け学教第16号)
- 児童生徒の「被害のおそれ」に対する学校における早期対応の指針について(通知)(平成27年4月14日付け学教第111号)
- 教育相談体制の充実について(通知)(平成27年5月18日付け学教第337号)
- 平成15年度 児童・生徒指導推進委員会協議のまとめ 「暴力行為を予防するための方策について」(平成15年10月 栃木県教育委員会)
- 生徒指導リーフ Leaf.12「学校と警察等との連携」(国立教育政策研究所 生徒指導・進路指導研究センター)

2 対応事例

(15) 希死念慮のある児童生徒、自殺未遂事案への対応

具体例

- 児童から「友だちが自殺したいと言っている」との情報を得た。
- 個別面談中、生徒の表情が急に暗くなり、自殺をほのめかす発言をした。
- 保護者から「子どもが風邪薬を多量に服用し、自殺未遂をした」との連絡を受けた。

1 発生直後の対応

- 情報収集
 - ・ 管理職に、事案に関する正確な情報を集約する。
- 初期対応
 - ・ 児童生徒から自殺をほのめかす発言等があった場合には、「TALKの原則」(※)を参考にし、対応する。
 - ・ 自殺の危険の高い児童生徒を把握した場合には、教職員がひとりで抱え込まず、組織的に対応することを徹底する。
 - ・ 個別面談、アンケート調査への回答等、これまでの記録等を見直す。
 - ・ 他の児童生徒から情報を得る。その際、自殺の兆候を確認していることが分からないように質問を工夫する。
 - ・ 保護者からの電話等の内容を整理するとともに、学校に対する要望を確認する。
- 関係機関等への連絡
 - ・ 必要に応じて、教育委員会に連絡する。
 - ・ 学校だけの対応が困難な場合には、警察や医療機関等に協力を依頼する。

2 対応方針の検討・決定

- 緊急対策会議の開催
 - ・ 情報の整理等を行い、当該児童生徒及び保護者に対する指導・支援方法等を検討する。
 - ・ 具体的な支援を実施できるチーム編成(役割分担)を行う。
 - ・ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、警察、児童相談所、医療機関等の外部専門家等との連携について検討する。
- 緊急職員会議の開催
 - ・ 全教職員で情報を共有し、対応策や役割分担等について共通理解を図る。

3 組織的な対応

対応方針に基づき、児童生徒への指導・支援、保護者への支援・助言を実施する。

- 当該児童生徒への支援等
 - ・ 個別面談等を実施し、当該児童生徒の悩み等を把握する。確認できた背景に応じて、スクールカウンセラー等による心のケアを実施したり、相談機関等を紹介したりするなど具体的な対策を講じる。
 - ・ 全教職員で継続的に当該児童生徒を観察し、校内で定期的に情報を共有する。
 - ・ 敷地内(校舎内外)の危険な場所の校内巡視等、当該児童生徒の見守りを実施する。
- 当該児童生徒の保護者への支援・助言
 - ・ 家庭訪問等を通じて、家庭における当該児童生徒の様子等を確認するとともに、学校での様子等を説明する。
 - ・ 必要に応じて、スクールカウンセラー等による心のケアを実施する。

- ・ 状況に応じて、医療機関との連携を検討し、保護者と相談する。
- 関係機関等との連携
 - ・ 教育委員会に対応状況等を報告する。
 - ・ 必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、警察、児童相談所、医療機関等の外部専門家等と連携して対応する。

4 再発防止に向けた取組

- 対応結果等の検証
 - ・ 事例検討会等を通じて、発生原因を分析するとともに学校の対応等を検証する。
- 再発防止策の策定等
 - ・ 検証結果を踏まえ、再発防止策を策定するとともに、個別面談の充実、相談窓口の周知、自殺予防に関する校内研修会の実施等を通じて、教育活動の改善を図る。
 - ・ 複数の教職員が、学校生活における当該児童生徒の様子を継続的に観察する。
 - ・ 家庭における見守りの依頼等、保護者との連携を強化する。
 - ・ 校内指導体制を点検し、必要に応じて改善を図る。
 - ・ 警察等の関係機関との連絡体制等を再確認する。

※ 「TALK の原則」

Tell・・・言葉に出して心配していることを伝える。

(例) 「死にたいくらい辛いことがあるのね。とってもあなたのことが心配だわ。」

Ask・・・「死にたい」という気持ちについて、率直に尋ねる。

(例) 「どんなときに死にたいと思ってしまうの？」

Listen・・・絶望的な気持ちを傾聴する。

死を思うほどの深刻な問題を抱えた子どもに対しては、子どもの考えや行動をよし悪しで判断するのではなく、そうならざるを得なかった、それしか思いつかなかった状況を理解しようとする必要があります。そうすることで、子どもとの信頼関係も強まります。徹底的に聴き役にまわるならば、自殺について話すことは危険ではなく、予防の第一歩になります。これまでに家族や友だちと信頼関係を持てなかったという経験があるために、助けを求めたいのに、救いの手を避けようとしたり拒否したりと矛盾した態度や感情を表す子どももいます。不信感が根底にあることが多いので、そういった言動に振り回されて一喜一憂しないようにすることも大切です。

Keep safe・・・安全を確保する。

危険と判断したら、まずひとりにしないで寄り添い、他からも適切な援助を求めるようにします。

(「教師が知っておきたい 子どもの自殺予防」(平成 21 年 文部科学省))

参考資料等

- 児童生徒の自殺予防について(通知)(令和 3 年 3 月 8 日付け学安第 860 号)
- 学級・ホームルーム担任のための教育相談 第 17 集「子どものつらさや悲しみにどう寄り添うか」(平成 21 年 3 月 栃木県同号教育センター)
- 「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」(平成 21 年 3 月 文部科学省)
- 生徒指導リーフ Leaf. 12「学校と警察等との連携」(国立教育政策研究所 生徒指導・進路指導研究センター)

2 対応事例

(16) 自殺への対応

具体例

- 生徒が校舎の屋上から飛び降りて自殺した。
- 生徒が駅のホームから線路に飛び込み自殺した。
- 児童が自宅で首を吊り自殺した。

※ 「子どもの自殺が起きたときの背景調査の指針(改訂版)(平成26年7月文部科学省)」、「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き(平成22年3月文部科学省)」、「教師が知っておきたい子どもの自殺予防(平成21年3月文部科学省)」を参考に対応する。

1 発生直後の対応

- 情報収集
 - ・ 管理職に、事案に関する正確な情報を集約する。
- 初期対応
 - ・ 学校で発生した場合、現場での応急処置を行うとともに救急車を要請する。
 - ・ 現場を目撃するなどした児童生徒への対応をする。
 - ・ 報道、外部からの問い合わせへの対応をする。
- 関係機関等への連絡
 - ・ 教育委員会に連絡する。
 - ・ 警察と連携し対応する。
- 当面の対応
 - ① 遺族への対応
 - ・ 校長、担任、連絡窓口となる教職員が弔問する。
 - ・ 事実の伝え方や範囲等について意向を確認する。
 - ② 情報収集
 - ・ 当該児童生徒の最近の様子、交友関係、いじめに関するアンケートへの回答内容、指導経過等の情報を広く収集する。
 - ③ 意識すべき視点
 - ・ 遺族の気持ちに寄り添う。
 - ・ 自殺の連鎖(後追い)を防止する。
 - ④ その他
 - ・ 臨時保護者会や記者会見の開催については、その必要性を含め教育委員会と協議する。

2 対応方針の検討・決定

- 緊急対策会議の開催
 - ・ 情報の整理等を行い、対応方針を検討する。
 - ・ 具体的な対応ができる役割分担を行う。
 - ・ 役割分担に基づき対応しつつ、随時、緊急対策会議を開催し、情報を共有する。
 - ・ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー等の外部専門家等との連携を検討する。
 - ・ 報道等、外部からの問い合わせへの対応、在校生への支援、当該児童生徒が亡くなった事実の説明の内容等を検討する。
- 緊急職員会議の開催
 - ・ 全教職員で情報を共有し、対応策や役割分担等について共通理解を図る。

3 組織的な対応

対応方針に基づき、児童生徒への指導・支援、保護者への支援・助言を実施する。必要に応じて、臨時保護者会等を開催し、保護者に対して説明する。

- 背景調査の実施
 - ・ 「子どもの自殺が起きたときの背景調査の指針(改定版)」(平成26年)を参照し、速やかに着手する。
- 遺族への関わりと対応
 - ・ 校長、担任、連絡窓口となる教職員等が速やかに申問する。
 - ・ 児童生徒等に対する事実の説明について、予め遺族の意向を確認し、説明原稿等を作成する。
 - ・ 通夜や葬儀の参列については、遺族の意向をもとに学校の方針を立て、児童生徒や保護者に説明する。
 - ・ 当該児童生徒の兄弟姉妹が他校に在籍している場合には、当該校と連携し、長期的に支援する。
- 児童生徒への対応
 - ・ 児童生徒への事実の説明や内容については、伝える内容が大きく変わらないようにスクールカウンセラー等の助言を得ながら十分に検討する。
 - ・ 児童生徒への説明については、児童生徒の精神的な混乱の広がり避けるため、全校集会等を開催せず、学級(ホームルーム)毎に実施する。
 - ・ 特に当該児童生徒の学級(ホームルーム)においては、児童生徒の心身の変化等に対応できるよう、補助の教師やスクールカウンセラーを配置し、説明を行う。
 - ・ 事実を説明する前に、配慮が必要な児童生徒を把握し、必要に応じて、速やかにスクールカウンセラー等による心のケアが受けられるようにする。
 - ・ 学級(ホームルーム)での説明後に、保健室に児童生徒が来室することを想定し、補助の教師やスクールカウンセラー等を配置する。
 - ・ 養護教諭、教育相談担当者、スクールカウンセラー、学年主任、児童指導主任、生徒指導主事等による打合せを随時実施し、配慮が必要な児童生徒に関する情報を共有する。
- 保護者への説明
 - ・ 必要に応じて、臨時保護者会を開催し、当該児童生徒が亡くなった事実を説明するとともに、外部の医療機関や相談窓口等に関する情報提供、スクールカウンセラー等の協力が得られる場合、心のケア等に関する講話を実施する。
- 教職員への支援
 - ・ 担任等がカウンセリングを受けやすい環境を整える。
 - ・ 教職員同士が率直に体験を分かち合い、互いに支え合えるよう環境を整える。
 - ・ 特定の教職員に対して負担が過重とならないように配慮する。
- 関係機関等との連携
 - ・ 教育委員会に対応状況等を随時報告する。
 - ・ 必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー、警察等の外部専門家等と連携して対応する。

4 再発防止に向けた取組

- 対応結果等の検証
 - ・ 事例検討会等を通じて、発生原因を分析するとともに学校の対応等を検証する。
- 再発防止策の策定等
 - ・ 検証結果を踏まえ、再発防止策を策定するとともに、個別面談の充実、悩み等に関するアンケートの工夫、相談窓口の周知等を通じて、教育活動の改善を図る。
 - ・ 全ての教職員が、学校生活における児童生徒の様子を継続的に観察する。
 - ・ 特に配慮が必要な児童生徒については、家庭における見守りの依頼等、保護者との連携を強化する。
 - ・ 校内指導体制を点検し、必要に応じて改善を図る。

(1) 保護者への対応

1 基本姿勢等

- 複数の教職員で対応し、最後まで丁寧に話を聴く。
- 不安感や焦燥感、困り感を共感的に受け止める。
- 児童生徒への対応等について、保護者と一緒に考える姿勢と態度を示す。
- 事前に相談内容を把握している場合は、予め対応者や対応方法を決定しておく。
- 家庭問題への不介入を原則に、児童生徒の健全な成長に向けた指導等の在り方について話し合う。
- 個人情報の取扱いに十分留意する。

2 対応方針の検討

- 課題の整理・分析結果、対応策の共有を図る。
- 問題の解決に向けた組織的支援体制を構築する。
- 対応窓口を明確にする。
- 相談等の内容に応じ、適切な対応者を決定する。
- 保護者への説明内容を検討する。
- 必要に応じて、緊急の対策会議や職員会議を開催する。
- 教職員の役割分担を行う。
- 必要に応じて、教育委員会へ報告する。
- 必要に応じて、警察等関係機関、PTA 会長等へ協力を依頼する。
- 必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー、警察、児童相談所等の外部専門家と連携して対応する。

3 問題が複雑化した場合

- 客観的な事実や法的な根拠に則り対応する。
- 教育委員会と連携しながら、組織的に対応する。
- 保護者の訴えに正当性がある場合には、真摯な態度で謝罪する。

4 関係機関との連携

(1) 連携が必要な場合の例

- 校内の指導体制では解決が困難な場合
- より専門的な判断が必要と考えられる場合
- 専門機関と連携することで成果が期待される場合
- 解決しなくてはならない課題が学校以外にある場合
- 児童生徒の生命・身体安全を脅かす事案等、緊急な対応が必要な場合

(2) 連携を図る際の留意点

- 連携の必要性を保護者に説明する。
- 学校と関係機関の役割分担を明確にする。
- 個人情報の保護等、人権を侵害することのないよう留意する。

5 日常の対応

- 相談内容が事実であった場合、その原因の究明と改善の方策について検討するとともに、保護者からの相談体制を確立する。
- 調査や確認の結果、保護者の指摘に該当する事実がなかった場合でも、改めて同様の事実がないか確認し、必要に応じて、児童生徒への注意喚起等の対応を行う。
- 保護者からの相談等を踏まえ、再発防止に向け必要な措置を講じる。
- 保護者からの相談等に適切に対応できるよう、事例検討会等の研修を実施する。

(2) 臨時保護者会の開催

1 臨時保護者会開催のねらい

- 事件・事故等に関する正確な情報を説明することで、保護者の不安の軽減を図る。
- 対応方針等を説明するとともに、保護者の意見や要望を聴き、学校運営の改善に生かす。
- 問題の解決に向け、保護者に対してできる限りの協力を依頼する。

2 臨時保護者会開催に向けた流れ

- 家庭訪問等を通じた事件・事故等の正確な事実確認
 - ・「いつ、どこで、誰が、何を、どのように」等の事実確認を迅速に行う。
 - ・事件・事故等の状況を時系列で記録し、原因を分析する。
- 緊急対策会議の開催
 - ・情報を共有し、緊急職員会議及びPTA 役員会の開催について協議する。
- 緊急職員会議の開催
 - ・事件・事故等の状況等について共通理解を図り、役割分担しながら対応する。
- PTA 役員会の開催
 - ・PTA 会長に役員会の開催を依頼する。
 - ・事件・事故等の状況及び学校の対応方針等を説明し、臨時保護者会の開催を依頼する。
- 教育委員会への連絡と協力依頼
 - ・臨時保護者会開催の決定、開催日時等について教育委員会に報告する。
 - ・必要に応じて、教育委員会指導主事等の同席も依頼する。
- 報道機関への対応
 - ・窓口を一本化し、事前に想定問答を作成するなどして適切に対応する。

3 臨時保護者会開催の準備

- 夜間や休日の実施も視野に入れながら、できるだけ早い段階に開催する。
- 教育委員会と連携し、予め説明内容や想定問答を検討する。
- 以下の例を参考に、役割を分担する。

①司会…教頭またはPTA 役員	②あいさつ…PTA 会長
③事件・事故等の状況等の説明…校長	④記録…教務主任
⑤受付…学級(ホームルーム)担任	
- 個人のプライバシーに関する内容を説明する必要がある場合には、予め当該児童生徒の保護者の承諾を得る。

4 臨時保護者会の進行例

- (1) 開会
- (2) 説明

① 事故等の概要	② 学校の対応状況等	③ 校長の所見	④ 今後の対応策
⑤ 保護者への協力依頼	⑥ その他		
- (3) 質疑応答
- (4) 閉会

5 臨時保護者会での説明等の在り方

- 学校の対応に不備な点があった場合には率直に認める。
- 当該児童生徒やその保護者個人の責任に言及することはしない。
- 今後の学校の対応方針と具体的な方策を明確に示す。
- 保護者に協力を依頼する点を分かりやすく具体的に説明する。

6 事後対応

- 臨時保護者会の記録、保護者からの要望等を資料としてまとめ、緊急対策会議や職員会議において協議する。

3 参考資料

(3) 重大な事件・事故等発生時の報道機関への対応

1 報道機関への対応に関する基本姿勢

- 学校が主体的に誠意をもって迅速に対応する。
- 児童生徒等の人権や個人情報に配慮するとともに、守秘義務に留意しながら正確な情報と事実を公表する。
- 真摯な態度で学校の対応状況や方針等について説明する。
- 教育委員会と連携し、適切に対応する。

2 対応の際の役割分担(例)

例えば、以下のような役割分担が考えられる。(◎主担当○副担当)

対象	校長	教頭	教務主任	生徒指導	学年主任	担任
当該児童生徒					○	◎
当該児童生徒の保護者	○				○	◎
他の児童生徒				◎	○	
他の児童生徒の保護者			◎	○	○	
報道機関等	○	◎	○			
地域住民		○	◎	○		
警察等関係機関	○	○		◎		
教育委員会	◎	○	○			

3 事件・事故等の状況把握と整理

- 「いつ、どこで、誰が、誰と、何を、なぜ、どのように、どうしたか」などの視点から事件・事故等の状況を整理する。
- 複数の教職員が調査した場合は互いに照合して正確を期す。
- 事件・事故等の発生及び学校等の対応状況を時系列で整理する。

4 説明内容の確認

- 取材等に対して正確に回答するため、説明資料や想定問答を準備する。
- 説明内容については、児童生徒等の人権や個人情報、警察の捜査への影響等について配慮するとともに、事実関係に誤りがないか確認する。

5 報道機関への対応の留意点

- 学校の対応に不適切な点があった場合には率直に認める。
- 当該児童生徒やその保護者個人の責任に言及することはしない。
- 今後の学校の対応方針と具体的な方策を明確に説明する。

6 記者会見の開催

- 取材要請が多い場合、教育委員会と相談し記者会見を開催する。
- 記者会見の持ち方(例)
 - ・ 会場
事件・事故発生当日に開催する場合には学校を会場とする。後日開催する場合には、教育委員会等に会場を移して開催することもある。
 - ・ 時刻
17:00 頃(児童生徒への影響を考慮するとともに、学校運営の混乱を回避するため)
 - ・ 開催時間
30~40 分程度(校長の精神的・身体的負担を考慮するため)
 - ・ 回答者
回答する内容に応じて、回答者(学校、教育委員会)を分担する。

3 参考資料

(4) 重大な事件・事故等発生時の児童生徒の心のケア

1 児童生徒の心のケア

- (1) 重大な事件・事故災害が発生したときの児童生徒の心身の状態
 - 災害等に遭遇すると、恐怖や喪失体験などの心理的ストレスによって、心の症状だけでなく、身体症状も現れることがある。
 - 激しいストレスにさらされた場合、急性ストレス障害(ASD)や心的外傷後ストレス障害(PTSD)を発症することがある。
 - ストレス症状のある児童生徒には、保護者や主治医等と連携しながら支援する。
- (2) 心のケア
 - 児童生徒一人一人の心身の状態を把握し、記録に残す。
 - 被害児童生徒の保護者や教職員に対して継続的なケアを行う。

2 児童生徒の発するサイン

- (1) 児童生徒の訴え
 - 児童生徒が、以下の症状を訴える場合がある。
 - ・食欲がない ・眠れない ・眠気が強い ・頭痛や腹痛がある ・吐き気がする
 - ・家に帰りたくない ・学校に行きたくない ・怖いことや心配事がある など
- (2) 観察される状況
 - 児童生徒に以下の様子が見られる。
 - ・落ち着きがない ・ぼんやりすることが多い ・イライラしている ・元気がない
 - ・意欲が低下している ・躁状態である ・口数が減った ・物音に過敏になる など

3 児童生徒の精神的な安定を確保するための留意点

- 大人が落ち着いて行動することが児童生徒に安心感を与える。
- 「何が起こったのか」、「どのように行動すればよいか」などを具体的に説明する。
- 孤独でいることが大きなストレスとなり、様々な問題のリスク要因となることがあるため、不安や恐怖などの感情をしっかりと受け止め、大人たちが見守っているのを安心してよいことなどを伝える。

4 児童生徒に対する総合的な心のケア体制の整備

- (1) セルフケア
 - ストレスマネジメントやリラクゼーション等により、不安や緊張をコントロールできることなどについて説明する。
- (2) 教職員・保護者などによるケア活動
 - 児童生徒と信頼関係にある人の共感と適切な助言により、児童生徒が安心できる環境をつくる。
- (3) スクールカウンセラー等による診断・カウンセリング
 - スクールカウンセラー等は、児童生徒、保護者及び教職員に対して、セルフケアや心のケアについて指導するとともに、校内支援体制の整備について助言するなど、コーディネーターの役割も果たす。
- (4) 精神科医などによる専門的治療
 - ストレス障害が重い場合、児童生徒及び保護者に対して、精神科医や臨床心理士による専門的な治療を勧める。
- (5) その他
 - 被害児童生徒、保護者への継続的な支援を行う。
 - 兄弟姉妹が他校に在籍している場合、学校間で連携し、継続的な支援を行う。

(5) 開示請求等への対応

1 情報公開制度等について

(1) 情報公開制度の目的等

- 行政の透明性の確保を目的としているものであり、主に公文書の開示請求手続きを定めているものである。
- 個人情報保護制度は、個人の権利や利益の保護を図ることを目的としているものであり、単に個人情報の開示請求手続きだけを定めているものではない。

(2) 請求権者

- 情報公開制度においては、誰もが請求する権利を有している。
- 個人情報保護制度においては、自己の情報について当該児童生徒(未成年者の法定代理人を含む。)のみが請求する権利を有している。

(3) 原則開示

- 情報公開制度及び個人情報保護制度における開示請求については、条例等に定める非開示情報を除き、原則として開示することとなる。

2 開示請求等への対応

(1) 教育委員会との連携

- 公開の可否の判断等について、教育委員会と十分に協議し、慎重に対応する。

(2) 本人及び保護者(法定代理人)による開示請求への対応

- 個人情報保護制度に基づく対応が必要である。

(3) 第三者による開示請求への対応

- 情報公開制度における対応が必要である。
- 原則公開の基本理念の基に対応しなければならないが、特に個人情報に最大限の配慮をしなければならない。

(4) 警察からの協力依頼等への対応

- 情報収集の目的や必要としている情報を確認する。
- 児童生徒のプライバシー保護を優先して適切な情報を提供する。
- 裁判所が発行する令状がある場合は法的な強制力があることから、教育委員会と連携して対応する。

3 学校における日頃の取組

(1) 文書の作成についての留意点

- 指導要録等の文書の作成に際しては客観性の保持に努める。
- 憶測による記述はしない。

(2) 保護者との信頼関係の確立

- 開示請求の背景には学校の指導等に不信感を抱いている場合があるため、日常の教育活動を通じて、保護者との信頼関係の確立に努める。

(3) 制度の把握

- 県立学校であれば県の条例が、市町立学校であれば各市町の条例等が適用されるため、各学校において条例等に基づく手続き等の確認が必要である。

4 いじめ事案への対応に関連する文書の取扱いについて

(1) 「いじめに関するアンケート」等の調査結果の取扱いについて

- いじめ対応ハンドブック等を参考に、文書管理規則に基づき対応する。

(2) 「いじめの重大事態」に係る調査として実施したアンケート調査結果等の取扱いについて

- 「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」等を参考に、文書管理規則に基づき対応する。

3 参考資料

(6) 出席停止(小・中学校及び義務教育学校)

1 「出席停止」とは

- 公立小学校及び中学校、義務教育学校において、学校が最大限の努力をもって指導を行ったにもかかわらず、性行不良であって他の児童生徒の教育の妨げがあると認められる児童生徒について、市町教育委員会がその保護者に対して、児童生徒の出席停止を命ずることができる。
- この出席停止制度は、本人の懲戒という観点からではなく、学校の秩序を維持し、他の児童生徒の義務教育を受ける権利を保障するという観点から設けられている。

2 「出席停止」を検討する前の段階での指導

- 当該児童生徒の保護者に対して、指導の目的や意義を説明し、協力を依頼する。
- 指導内容、当該児童生徒の変容、保護者の姿勢等について、事実に基づき記録を作成する。
- 必要と認められる場合、一定期間教室以外の場所で学習させるなど、他の児童生徒が安心して学習できるよう配慮して指導を行う。
- 必要に応じて、学校、教育委員会及び関係機関等が組織するサポートチーム等を組織し、継続的に指導を行う。

3 校内検討委員会の設置

- 指導の効果や当該児童生徒の変容、保護者の姿勢等について多角的な評価を行う。
- 出席停止を想定する場合は、出席停止措置期間中における当該児童生徒や他の児童生徒への指導・支援に関する検討を行う。

4 教育委員会への上申

- 職員会議において全教職員の共通理解を踏まえ、校長が判断し行う。
- 当該児童生徒に関する個別の指導記録等を添付する。

5 措置の決定

- 教育委員会が、児童生徒及び保護者に対して意見聴取を実施し、決定する。
- 教育委員会が文書により保護者に通知する。

6 児童生徒及び保護者への指導・支援

- 当該児童生徒への指導・支援
 - ・ 地域人材やサポートチーム等の協力を得ながら、学校生活への適応等に向けて指導する。
 - ・ 関係機関やPTA等との連携による体験的な学習等の実施を検討する。
 - ・ 学校生活の在り方や学校復帰に向けた心構え等について指導する。
- 当該児童生徒の保護者への支援・助言
 - ・ 児童委員や保護司、警察官等の協力を得ながら、養育等に関する支援や助言を行う。
- 他の児童生徒への指導
 - ・ 生活面での指導を充実させるとともに、全体・個別指導、授業等を通じて、児童生徒の自己存在感や自己有用感を高めるための指導を実施する。

7 児童生徒の学校復帰

- 当該児童生徒の状況や教職員の関わり方について全教職員で共通理解を図るとともに、役割分担を明確にする。
- 学校復帰後、当該児童生徒が疎外感等を感じることをないように、他の児童生徒に対して、事前指導を実施する。

児童・生徒指導に関する危機管理マニュアル作成資料（改訂版）

発行年月	令和3（2021）年3月
発行者	栃木県教育委員会
作成	栃木県教育委員会事務局 学校安全課 児童・生徒指導担当 義務教育課 指導担当 高校教育課 指導担当 各教育事務所 いじめ・不登校等対策チーム